

宮城県自然環境保全審議会

日 時 : 平成18年8月7日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 : 宮城県行政庁舎 特別会議室(4階)

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
 - (1) 宮城県環境生活部長 三部佳英
 - (2) 宮城県自然環境保全審議会会長 澤本正樹
- 3 議 事
 - (1) 自然環境保全基本方針の改正について
 - (2) 県指定鳥獣保護区の指定等について
- 4 報告事項
 - (1) 自然環境部会からの報告
 - (2) 温泉部会からの報告
 - (3) その他
- 5 閉 会

(資料)

- ・ 自然環境保全基本方針(改正案) (資料1-1)
- ・ 自然環境保全基本方針の改正について (資料1-2)
- ・ 鳥獣保護区について (資料2-1)
- ・ 平成18年度県指定鳥獣保護区の指定について (資料2-2)
- ・ 温泉部会の審議結果について (資料3)
- ・ 宮城県公報の写し (資料4)

出席者名簿

1 委員（23名中21名出席予定）

氏名	職名	出欠
阿部育子	仙台市東部市民センター館長	出
安梅祐紀子	財団法人日本野鳥の会宮城県支部幹事	出
伊澤紘生	帝京科学大学理工学部教授	出
長田洋子	株式会社北燈社代表取締役	出
加藤和子	宮城県消費者協会理事	出
蟹澤聰史	東北大学名誉教授	出
寛野秀雄	社団法人宮城県温泉協会会長（川崎町長）	出
菊地永祐	東北大学東北アジア研究センター教授	出
櫻中良壽	社団法人宮城県猟友会会長	出
佐藤潤	東北経済連合会常任理事（㈱ホテル佐勘代表取締役会長）	出
佐藤源之	東北大学東北アジア研究センター教授	出
澤本正樹	東北大学大学院工学研究科教授	出
嶋津千枝子	一番町四丁目商店街振興組合理事	欠
高橋万里子	特定非営利活動法人水環境ネット東北専務理事	出
千田 信	東北大学名誉教授	出
千葉幸雄	宮城県農業会議副会長	出
内藤俊彦	宮城植物の会会長	出
沼澤光輝	東北薬科大学教授	出
横山英子	株式会社横山芳夫建築設計監理事務所専務取締役	欠
坂下康子	宮城県議会議員	出
外崎浩子	宮城県議会議員	出
渡辺政巳	宮城県町村会副会長（丸森町長）	出
外山武比古	林野庁東北森林管理局仙台森林管理署長	出

2 県関係（20名）

（1）環境生活部関係（17名）

氏名	職名	備考
三部佳英	環境生活部長	
佐藤恭治	自然保護課長	
西部俊一	自然保護課緑化推進専門監	
眞山茂	自然保護課副参事兼課長補佐（総括担当）	
田代丈士	自然保護課技術副参事兼技術補佐（総括担当）	
大場亮	自然保護課課長補佐（調整指導班長）	
竹内信次	自然保護課課長補佐（野生生物保護班長）	
金澤孝之	自然保護課技術補佐（みどり保全班長）	
佐々木均	自然保護課課長補佐（自然保護班長）	
鈴木瑞彦	自然保護課主任主査	
布施修	自然保護課技術主査	
佐藤夕子	自然保護課技術主査	
穴戸貴幸	自然保護課主事	
高野秀一	自然保護課技術主幹	
田崎和裕	自然保護課主任主査	
三浦輝彦	自然保護課主任主査	
前場大二	自然保護課主事	

（2）保健福祉部関係（3名）

氏名	職名	備考
佐藤好克	薬務課技術副参事兼技術補佐（総括担当）	
榎野光永	薬務課技術補佐（薬事温泉班長）	
角田千穂	薬務課技師	

議 事

1. 開会

事務局が開会を宣言した。

2. 定足数の報告

委員 21 名が出席していることから、自然環境保全審議会条例第 7 条第 1 項において準用する第 6 条第 2 項の規定により、定足数である過半数（12 名）を満たし、有効に成立していることを報告した。

3. あいさつ

(1) 宮城県環境生活部長

県では、平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間を期間とする新しい環境基本計画を策定した。今回の計画では、豊かな自然環境を有する県土のイメージと県民 1 人 1 人が環境を考えて行動する持続的な地域社会を構築していこうという思いを、「グリーン」という言葉に込め、「すべての主体が環境を考えて行動するグリーンな地域社会への変革」を、計画を貫く基本的視点とした。この計画を礎に、環境と社会や経済が一層良好な関係を築き、持続可能な地域社会の形成に向けて着実に歩み続けていけるよう皆様に御協力願いたい。

(2) 審議会長

本日は、2 件の審議事項と 2 件の報告事項がある。定例となっている審議事項もあれば、審議会の取扱い範囲外の部分についても意見を述べたい事項もあると思うので、委員の皆様の貴重な意見をいただきたいと思う。

4. 審議の公開・非公開の確認

「議事」及び「自然環境部会からの報告」は公開とし、「温泉部会からの報告」は法人及び個人の事業に関する情報が含まれるため非公開とすることを確認した。

5. 配布資料の確認

6. 議事進行の引き継ぎ

自然環境保全審議会条例第 7 条において準用する第 6 条第 1 項の規定により菊地部会長に議事進行を引き継いだ。

【 議 事 】

澤本会長	議題1「自然環境保全基本方針の改正について」、自然環境部会で審議されていたが、最終案がまとまったので、部会長にその報告を願う。
菊地部会長	(資料1-1、資料1-2に基づき説明)
櫻中委員	基本方針については、自然環境部会において熟慮した結果であると思うので、原案を承認いただきたい。

千田委員	<p>人間活動の拡大、自然開発利用者の増加が問題だと思うが、開発を止めなければならないというニュアンスが必要ではないか。また、自然の利用者が増えていることが問題だとすれば、自然とのふれあいを推進することは矛盾するのではないか。</p>
事務局	<p>従来の基本方針は、高度成長期を背景に開発との調和などを掲げたものだったが、今回は人と自然との共生の視点からの記述としている。開発との関連では9ページの八に記載がある。</p> <p>自然とのふれあいについては、環境教育などの視点から書いたものであり、自然破壊などにつながるものではない。</p>
澤本会長	<p>事前に目を通したが、千田委員が心配しているようなことは大丈夫だと思う。自然とのふれあいについても、無秩序なものは問題かもしれないが、方針としてはこれでよいのではないか。</p> <p>また、文中で「共生」という言葉を使っているが、生物学的な面も含めてこれでよいか。</p>
菊地委員	<p>すでに、いろいろな形で使われている状況であり、構わないのではないか。</p>
内藤委員	<p>そういう言葉として相当使われているので、ここではそのようなものと解釈することでよいと思う。</p> <p>また、種の多様性は文化の多様性だと思う。日本の言葉は日本人でなければ理解できないものであり、なるべく日本語を使ってほしい。</p>
長田委員	<p>これからは、天災対策など開発とは言い切れない工事で自然に手をかけることが増えると思うが、このような工事の際、自然保護課から要望を出すようなことはしてこなかったのか。</p>
事務局	<p>最近では蒲生干潟や伊豆沼でも関係部局で調整を図りながら事業を進めており、これまでも調整は図ってきている。</p>
高橋委員	<p>基本方針の参考資料とは、14ページ以降の参考資料のことなのか。参考資料4の絶滅危惧種の追跡調査などは行っているのか。</p> <p>また、方針が出されたあとの具体的な計画の予定はあるのか。</p>
事務局	<p>正式に告示されるのは、13ページまでであり、参考資料は関係者への説明などに使いたい。</p> <p>希少野生生物の調査は、大がかりなものであり、レッドデータブック作成後は実施していないが、今後も実施する方針である。</p> <p>基本方針を受けた計画を新たに作るわけではないが、今後、関連する計画の策定や見直し、事業の実施に当たり、基本方針を反映させたい。</p>
沼澤委員	<p>温泉部会でも伊豆沼や蕪栗沼の話題が出たが、基本計画の中で、県とし</p>

	て現状よりもさらに進んだ何かをやるかというスタンスなのか。
事務局	基本方針にはそこまで突っ込んだ記述はないが、伊豆沼であれば「伊豆沼・内沼環境保全対策基本計画」の見直しの中で基本方針の考え方を反映させたい。
高橋委員	基本方針の改正に関わったという責任を、私たちはどう考えればよいのか。
千田委員	自然は怖いものであり、リスクがあるということを明確にした上で自然とふれあうことが必要だと思うが、文章のどこかに出てくるのか。
事務局	基本理念に沿った方向性を記述しており、そのような表現はないが、検討段階の案文では「河川や湖沼はこれまで危険な場所として位置づけられてきたが、これからは環境学習などの場として活用する」といった箇所もあり、背景としては踏まえている。
澤本会長	川への接し方で言えば、防災・利用・環境の3本立てとなる。防災や利用については大きな枠があり、自然環境保全審議会で扱うには問題が大きすぎるし、権限がない。自然保護課の範囲内で方針を書いていると解釈している。
外山委員	千田委員の発言の趣旨は、13ページの(3)に織り込まれていると思う。
安梅委員	所属している野鳥の会などでは、行事の際、保険をかけているが、県や市で自然に親しむ催しなどを募集するときは保険をかけるのか。
事務局	県主催の場合は、かけるようにしている。
蟹沢委員	伊豆沼の件では、温泉部会で無力感を感じており、他の部局と連携を深めていくようなことはぜひ考えてほしい。方針に入れなくても、審議会の理念として汲んでほしい。
坂下委員	会長から自然環境保全審議会の権限の話があったが、専門家の見地でこう考えるということはあってもよいのではないか。
三部部長	条例に基づく基本方針と温泉法に基づく個別の取扱いについては、分けて考える必要がある。
坂下委員	例えば、県で法改正は無理だと言っても、審議会としては専門家の見地から争っても止めるべきだという独自の方針を出すことは構わないのか。
三部部長	自然環境保全審議会というトータルな場での議論であれば、十分尊重し

伊澤委員	<p>たい。</p> <p>感想としては、「共生」についての説明にあるように、全般的に宮城県の独自性が見られない。過去に出てきた文言を並べるのではなく、斬新な21世紀に問う文言がほしい。</p> <p>また、「里地里山」や「奥山」など、いろいろな解釈がある言葉を取り入れることにより、自然環境保全の強い意志がぼやけてしまう。</p>
事務局	<p>当初は、本審議会に用語解説まで含めて提案しようと準備を進めてきたが、それぞれの用語が基本方針の中でどういう意味で使っているのかを整理しようということで本日は提出していない。本日いただいた意見等も含めてなるべく早めに整理したい。</p>
佐藤(源)委員	<p>第3のサブタイトルに「場の確保」「質の確保」「主体の確保」とあるが、中を読んでいったときにわかりづらい気がする。特に「主体」ということばは馴染みがないが、どういう意味なのか。活動団体のことを表現しているようだが、県民に対して出す文章として意味が通るのか。また、行政以外を「主体」と表現しているようだが、そう理解してよいのか。</p>
事務局	<p>12ページ(4)にある「関係行政機関」「地域住民」「NPO」「専門家」といったイメージである。主体という言葉には、行政という意味も含まれているが、「主体の確保」という部分では行政以外を強く意識している。</p>
佐藤(源)委員	<p>13ページ3の「主体の確保」の部分に入ると「行政」という言葉がなくなり、食い違いがあるように思う。13ページ(2)の「自然環境の保全活動などを行う主体が・・・」の部分など、行政は関わらず独自にやってくれと読めてしまう。協働のニュアンスがあるのであれば、明確にすべきではないか。</p> <p>また、ここに限らず、文章のほとんどに主語がなく、推測で読まなければならぬのでわかりづらい。</p>
澤本会長	<p>もう少し、事務局、部会長で文言等を検討していただき、そのあとで、大きな修正があった場合には臨時の審議会を開催する、それほどでもない場合には、部会長と私の間で任せていただき、あるいは御発言のあった委員との了解をとってから訂正するというところで進めたいがどうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
外山委員	<p>2ページ(1)の「アオモリトドマツが優占する常緑針葉樹林」は、「亜寒帯性針葉樹」ではないか。また、ミヤマナラは一般的にはミズナラではないか。</p>
内藤委員	<p>山地帯にあるのがミズナラであり、亜高山帯にある背の低いミヤマナラ</p>

	<p>はミズナラの変種として生態的に区別されている。図鑑などにもあるので一般的である。</p> <p>常緑針葉樹林については、水平的に言うときは亜寒帯であるが、垂直的に見たときには亜寒帯とは条件が違う。亜高山帯の常緑針葉樹林という言葉が使われており、問題はないと思う。</p>
沼澤委員	<p>5ページ(2)に「薬品の多くももともとは植物などの生物成分から得られたものです。」とあるが、「ももともとは」とは「昔は」ということか。「医薬品の中には植物などの生物成分から得られたものも多くあります。」ではだめなのか。</p>
阿部委員	<p>薬品は現代医学では化学物質であると言ってよいと思うが、現代の医薬品が出てくる前は、たまに動物もあるが、多くは植物から成分を抽出して作られてきたので、ここの表現は「ももともとは」でよいと思う。(「その他」での発言)</p>
澤本会長	<p>他に、細かい意見等がある場合には、事務局へ連絡してほしい。それらも含めて部会長、事務局で検討いただき、その訂正結果を私と部会長と事務局で相談しながらまとめていきたいがよろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
澤本会長	<p>それでは、議題2に進む。「県指定鳥獣保護区の指定等について」事務局から説明願う。</p>
事務局	<p>(資料2-1, 資料2-2に基づき説明)</p>
澤本会長	<p>条件付き賛成とのことであるが、少なくとも今は条件が満たされていない。この場合の扱いはどうなるのか。</p>
事務局	<p>加美支部から条件が出ているが、今回諮問した鳥獣保護区について、特に問題があるわけではない。条件の対象となっているのは、旧鳴子町と加美町の境の、地図で言うと白地の部分だけである。これについては、事務所や県から加美支部に理解を求め、県の猟友会と調整したいと考えている。</p>
澤本会長	<p>林野庁の緑の回廊の部分が除外されているというのは、図で言うところになるのか。</p>
事務局	<p>加美境から南側と今回加美支部で拡大を求めている地域と鳴子の部分。</p>
澤本会長	<p>そのほか、質問・意見はないか。</p>
内藤委員	<p>鳥獣保護計画については、国の計画が1年延長になるのか。</p>

事務局	<p>9次計画は5ヶ年計画で、今年が最終年度である。来年度からは新規の10次計画となり、9次計画の延長はない。</p>
内藤委員	<p>緑の回廊がどういう場所なのかよくわからない。吾妻から栗駒まで続いているが、この範囲は鳴子の方までずっと続いているのか。</p>
外山委員	<p>緑の回廊というのは、宮城県だけで見ると部分的であるが、複数の森林生態系保護地域等の保護林とそれに連なる脊梁山脈を保護林で繋ぎ、アンブレラ種であるクマ等の移動可能な森林を保全していこうという考えである。奥羽山脈、青森県の八甲田山から福島県の尾瀬まで、関東森林管理局を含んで、脊梁山脈、背骨のところを繋がっている。鳥獣保護区と緑の回廊とを一致させてもらいたい理由は、鳥獣保護区は法的な根拠があるが、緑の回廊には法的根拠が無く、自らの行政的な判断として保全しているためである。そこで、法的根拠に基づいて保全するため、鳥獣保護区と調整し、整合性を図って欲しい。次期計画に田代鳥獣保護区の拡大について掲載するということが、平成19年度の次期計画改定の時に整合性を図るという理解でいいか。</p>
事務局	<p>県としては、緑の回廊となっていることや他県とのバランス、山形県の実態も踏まえて指定に向けての検討をしたいと思っている。しかし、先ほど話した玉造支部の旧鳴子町分の猟場は本当に少ない。鳥獣保護区、禁猟区を合わせた禁猟区の割合は県内平均では32%だが、旧鳴子町内に限れば36%となり若干高い。また、その差し引き64%の全てが狩猟の出来る場所かといえばそうでもなく、町場や銃猟禁止区域、鳴子ダム周辺の急峻な地形、または温泉地とか別荘地が点在しているため、猟ができる場所は白地の部分など2箇所くらいしかないという状況である。ツキノワグマの被害状況については、この境から中山平の方にクマが下りて、7月24日にブルーベリー農園で50本ほどの被害があった。1本1万円するので、計50万円の被害である。そうしたこともあり、狩猟圧をかけなくてはならないという状況になっている。このようなことを踏まえて、県の猟友会とは、指定に向けて範囲や延長など調整しなければならない点もある。</p>
外山議員	<p>緑の回廊だが、その地域は基本的に入林を認めていない地域であり、その鳥獣は守るという趣旨からして、有害鳥獣でやむを得ないときなどを除いて、猟は認めない方針である。当然、森林施業も含めてかなり制限をしている。</p>
澤本会長	<p>緑の回廊は国有林か。</p>
外山委員	<p>林野庁全体の政策として、国有林と民有林を含めた形で脊梁のツキノワグマ等アンブレラ種が移動する部分については森林を保全していく方向である。法的な問題もあるので民有林までは手をつけておらず、まずは国</p>

	<p>有林からやっている。森林審議会の流れとしては、民有林を含めてつながる1つの回廊を形成していくという方向にある。</p>
櫻中委員	<p>本音から言うと、猟場を縮小することについては、抵抗がある。地元関係者の公述は賛成が多数であり、一部条件付きという意見もあるが、奥羽山系の周辺を鳥獣保護区に指定しておけば、繁殖の機会を与えると解釈できるので、指定することは妥当であろうと思われる。従って、この加美支部から出された条件を尊重し、山形側も指定されているので、猟場が少なくなっても、計画に賛成することが妥当である。地物の意見を尊重し、この条件を配慮し、原案に賛成したい。</p>
内藤委員	<p>先ほど審議した自然環境保全基本方針の中に回廊を設置するということがあって、図で見てもそのあたりは回廊をつくるような形になっている。林野庁でもそういうことをやっているのだから、ぜひ10次計画の中では、それと整合性がとれるような鳥獣保護区を作って欲しい。</p>
安梅委員	<p>お伊勢浜が鳥獣保護区に指定されるということは、嬉しい。コクガンの飛来、越冬は、その年にもよるが、年々増えているように思う。</p>
澤本会長	<p>各委員からは賛意が表明されており、この県からの提案に対して審議会です承したということによろしいか。</p>
高橋委員	<p>公聴会のあり方、公述人の募集はどのような決め方となっているのか。今回の公聴会では皆が賛成だが、過半数以上が欠席である。日程調整をすれば出席者は増えたのか。また、組合長や警察署長については、決まった人が来るということなのか。</p>
事務局	<p>公述人の選定は県の要領で定めている。土地改良区、農協、森林管理局等利害関係人の中から知事が選定するという方法をとっている。今回欠席している方には、事前に意見書をいただいている。どうしても都合がつかない場合は、欠席扱いとなるが、公聴会では事前にいただいた意見を読み上げて示すという形を取っている。</p>
高橋委員	<p>せっかくの公述の機会なので、できるだけ日程を調整して、意見書を読み上げるのではなく公述人が生で話す場を設定した方がよいのではないかと。</p>
澤本会長	<p>今後はそのように配慮いただきたい。</p>
内藤委員	<p>3ページの生息鳥獣というところに、カモシカとニホンカモシカと2つ出ている。また、ハクビシンは外来生物ということで、特定外来生物にかかるかもしれず、外した方がよいのではないかと。</p>
伊澤委員	<p>ハクビシンは外さないとおかしい。保護を目的として、こういう動物が</p>

澤本会長	住んでいると言っている訳だから、外来種ははずした方がよい。
事務局	更新で鳥獣名を削ると言うことは可能か。事務手続き上の問題はないか。
澤本会長	ハクビシンは明治以前に日本に入ってきたという位置づけで、今回の外来生物法の対象にはなっていない。確かにハクビシンによる農作物被害があり、有害鳥獣になっている部分はあるが、外来生物法の対象になっていないということもあり、ここに乘せた経緯がある。生息する鳥獣については、ここに記載した鳥獣だけではなく、他の鳥獣も生息しているので、「他」とか「等」に含めて記載しても良いのかと感じた。
事務局	表記しないことについては問題ないのか。
澤本会長	問題ない。
澤本会長	それでは、これは趣旨からして削ってもらいたい。他に発言がなければ、この件に関して審議会として了承したいと思う。
澤本会長	それでは、次第の4報告事項に進む。 まず、報告事項(1)自然環境部会からの報告は、太白山自然環境保全地域の指定拡大についてである。事務局から報告願う。
事務局	(資料4に基づき報告)
澤本会長	事務局からの報告に対し、質問・意見はないか。 それでは、これで自然環境部会からの報告を終了する。 続いて「温泉部会からの報告」になるが、本件は非公開となるので、傍聴者、報道関係者は一時退席願う。 (温泉部会からの報告)
澤本会長	一時退席願っていた傍聴者、報道関係者を会場内に案内する。 それでは、次第の5その他に進む。何かあるか。
事務局	委員の皆様には任期2年ということで委員をお願いしていたが、9月30日で任期が切れる。この間、お忙しい中御協力いただききありがとうございました。今後、委員就任依頼等については、改めて連絡したい。
澤本会長	以上で本日の議事を全て終了する。